

龍 灯

第 7 号
発行所 大阪市史跡 龍溪禅師墓所
霊 亀 山 九 島 禅 院
〒550 大阪市西区本町3丁目4-18
☎06-583-2725
発行人 住 職 奥 田 啓 知 (智證)

散骨が認められる

墓地は必要ないのか？

市民グループ「葬送の自由をすすめる会」は「散骨」による葬儀を行いました。テレビのニュースでも報道されたので、ご存知の方も多いことでしょう。これまで「散骨」は「墓地、埋葬等に関する法律」（通称「墓地法」）によって許可を受けた土地以外のごくには勝手にお墓を建てることは許されておらず、焼骨を海や山にばらまかず、勝手に処分してはならないとされてきました。

海山へ散骨は、爆弾テロに倒れたインドのラジブ・ガンジ氏の遺骨が、ソニア夫人などの手でガンジス川に流されたり、中国の周恩来首相が揚子江に、同じく胡耀邦首相は大陸の森林に、フランスの俳優ジャン・ギャバンはブルターニュ半島沖にライシャワー元駐日大使は太平洋に葬られたことが知られています。日本では、故市川房枝さんにも著書の中で「死んだら骨は海にでも流してくれればよいと思っ

ていたが、日本では許されないのをお墓を買った」という意味のことを書いておられます。作家の永井荷風も「焼いた骨は拾うな、墓もつくるな」と日記に遺言を書き残しましたが、遺族に無視され雑司が谷霊園に大きな墓が作られしまいました。十月十六日付朝日新聞の記事によると、同会が実施した

「自然葬」という散骨について法務省は「節度をもって葬送の一つとして行われるかぎり違法ではない」と初めて公式見解を示しました。また、厚生省も最近「墓地法は散骨のような葬送の方法については想定しておらず、法の対象外で禁じているわけではない（生活衛生局企画課）」との立場を表明している。この立場を表明している。これらで、一応「葬送の自由」が認められたわけですが、それでは、お墓は必要ないのでしょいか。仏教ではお墓をどのようにとらえているのでしょうか。仏教発祥の地であるインドに



において、お釈迦さまのご遺骨は仏舍利としてストウパー（仏舍利塔）が建てられました。一般の人はお墓を建てませんが、遺体はガンジス川で荼毘に付し、その骨灰を川に流してしまします。ですからお墓というものはありません。日本のお墓というものは、古来からの民俗信仰、即ち死者の霊が生きている者にタタリをすと考え、タタリをしないうように死者の霊を祀って鎮めることを目的に作られました。のちに仏教の影響を受けて、お墓は子孫を護ってくれる祖霊を祀る敬愛の場所となったのです。人間は、すべて自分の意志によって動いていると思っても、見えないものの力によって大きく動かされています。その第一が自分の出生です。両親があり祖先があつてこそ現在の自分があるということ。まずその

